

未来につなぐ

相続登記

次の世代へのつとめです

日本司法書士会連合会

法務省

日本土地家屋調査士会連合会

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



**相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!**

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

相続登記を資格者代理人に依頼する場合は、宮城県司法書士会へ
無料電話相談

平日 午後1時から午後8時まで
0120-216-870, 022-221-6870

宮城県司法書士会
<http://www.miyashikai.jp/>

相続登記は、法務局に申請が必要です。詳しくは、最寄りの法務局（仙台法務局・支局・出張所）にお問い合わせください。登記相談は予約制です。

仙台法務局
<http://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/>

土地の境界や表示に関する登記の相談は、宮城県土地家屋調査士会へ
お問合せ先

平日 午前8時30分から午後5時15分
022-225-3961

宮城県土地家屋調査士会
<http://miyagi-chousashi.jp/>